

令和元年10月1日から

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの幼稚園を利用する
子供たちの利用料が **無償化** されます。

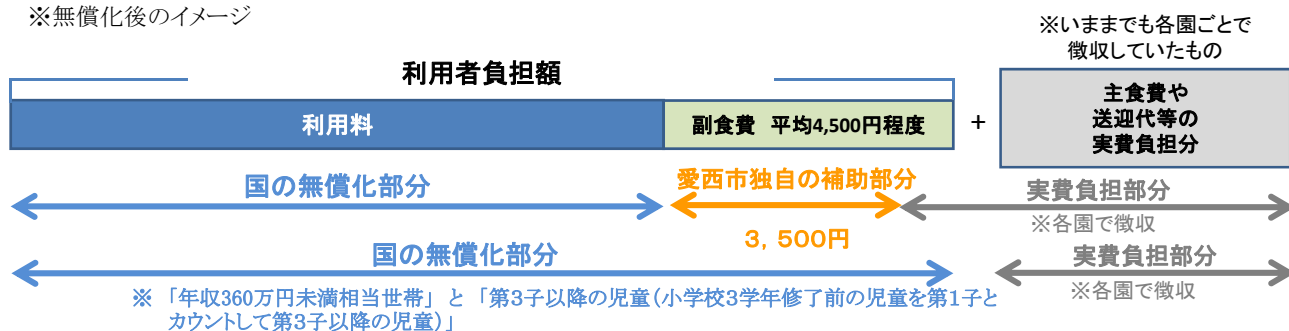
【対象者・利用料】

- **幼稚園を利用する満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供たちの利用料が月額2万5,700円まで無償化されます。**
入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

利用料の無償化後も通園送迎費、主食費、行事費等は保護者の実費負担となり、さらに副食費分も実費負担となります。（※「年収360万円未満相当世帯」と「第3子以降の児童(小学校3学年修了前の児童を第1子とカウントして第3子以降の児童)」については、副食費分の費用が免除されます。）

ただし、愛西市では保護者の負担をより軽減するため、独自に副食費に係る費用を所得に関係なく「月額3,500円」を上限として補助をします。
※愛西市に住民登録のある保護者の方が対象です。

※無償化後のイメージ



※上図の副食費については国の試算する平均の額です。副食費については各園ごとで異なります。

※副食費の免除については、別途申請の提出が必要になります。

- 共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供たちの預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償化されます。利用日数に応じて月額上限額は変動します。

（日額450円×利用日数）

※満3歳になった日から後、最初の3月31日までの間にある子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

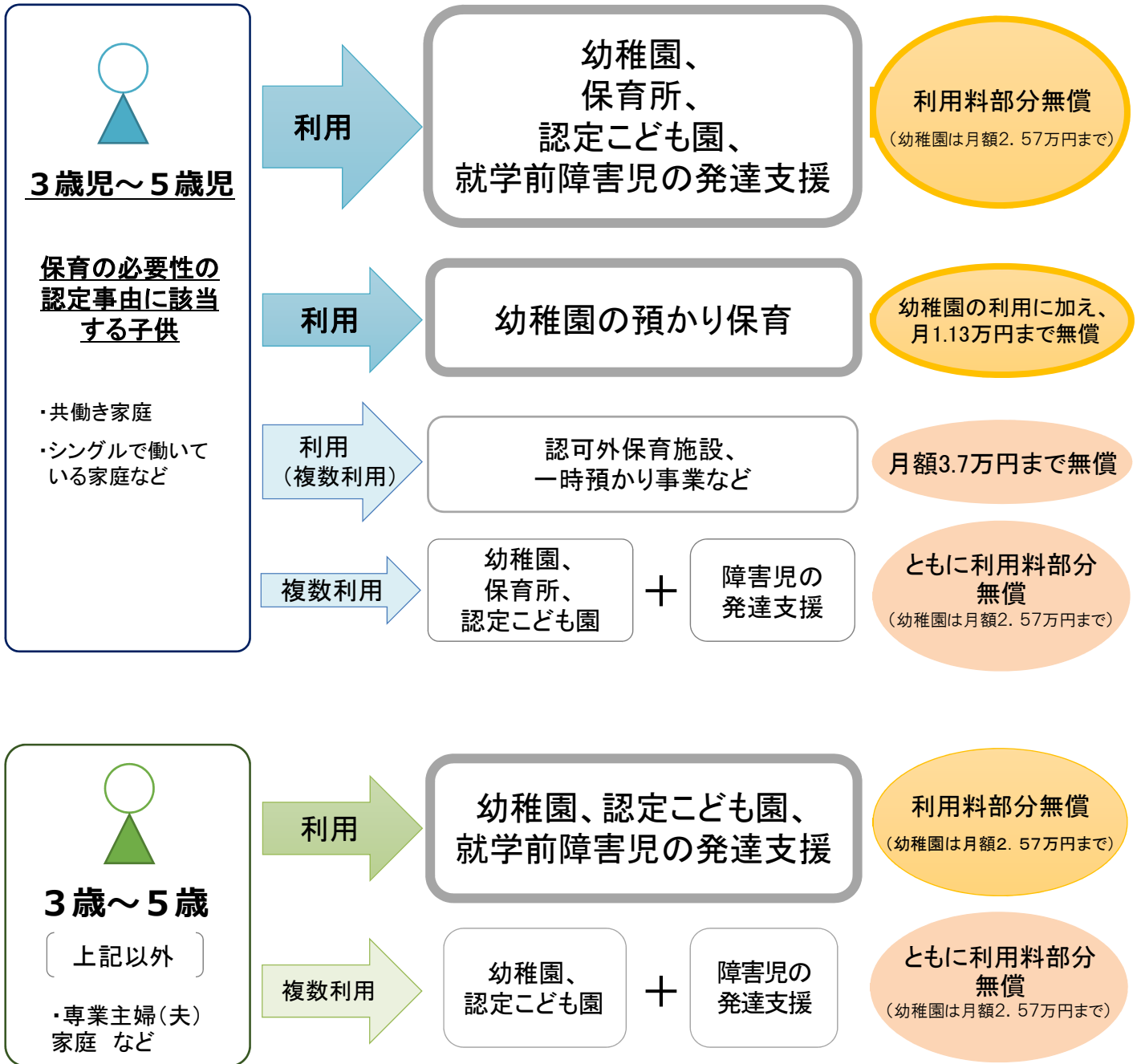
※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。）



（問い合わせ先）
愛西市健康福祉部児童福祉課
TEL:0567-55-7118(ダイヤルイン)

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。